

令和 5 年 5 月 30 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2022

課題番号：19K23107

研究課題名（和文）18世紀後半ハンガリー王国のツィガーニ政策に見る中央・地方関係

研究課題名（英文）The relationship between central and local authorities of the Kingdom of Hungary concerning "Gypsy" policy in the second half of the 18th century

研究代表者

市原 晋平（ICHIHARA, Shimpei）

神戸大学・人文学研究科・助教

研究者番号：50842423

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、中央集権改革が進む18世紀のハンガリー王国にて「ツィガーニと呼ばれた人々」（以下「ツィガーニ」）に対して展開された統制や法的・社会的「同化」を意図した諸政策の遂行実態を検討し、従来対立が強調されがちな当該期中央・地方関係の一端を、協働や調整の側面も踏まえて再構成することを目指した。Covid-19の世界的流行の前後にハンガリーの文書館等で実施した資料調査の結果、当該テーマに関する史料残存状況を把握しリスト化するとともに、その一部を入手し、それらを用いて、当時のハンガリー王国北中部・北東部諸県を中心に、「ツィガーニ」に関する地方当局の意識や中央当局との意見交換の実態を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

18世紀ハンガリー王国の「ツィガーニ」に関する研究は、先行研究が地方史料の分析を中心に蓄積されてきたが、中央政府ハンガリー総督府の史料の調査や活用は十分ではなかった。本研究は、『ハンガリー総督府文書群』所蔵の関連文書の調査を通じ、当該集団をめぐる政策決定者・各実施者の認識の地域差や両者の調整の局面を提示し、中央主導の「ツィガーニ」政策作成・遂行における中央・地方間の関係の一端を解明した点に学術的意義がある。

また、近・現代に構築された前提とともに語られがちな周縁的集団の歴史に前近代の同時代史料を起点に取り組んでいる点で、「歴史の中のマイノリティ」を研究するための方法的議論にも接続できる。

研究成果の概要（英文）：This project aims to examine the various policies aimed at controlling and legally and socially "assimilating" the people called "Gypsy" in the Kingdom of Hungary in the period of centralized reforms of 18th century, and to reconstruct aspects of central-local relations during this period, in which their confrontations have traditionally tended to be emphasised, based on aspects of collaboration and coordination. As a result of research conducted in Hungarian archives and other institutions before and after the Covid-19 pandemic, I ascertained and listed the remaining archives concerning this project, and using some of them, I confirmed the attitudes of the local authorities and the actual exchange of views with the central authority on "Gypsies", particularly in the north-central and north-eastern provinces of the Kingdom of Hungary at the time.

研究分野：近世ヨーロッパ史

キーワード：近世史 18世紀 ハンガリー ロマ/「ジプシ」 中央・地方関係 マイノリティ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

ロマノ「ジプシー」()の歴史研究は、近・現代におけるロマへの差別・迫害、民族運動の高まりなどを背景として、ナチスによる迫害等、20世紀の事象が主な研究対象となる傾向にあった。その一方で、前近代(19世紀以前)を対象とする歴史学研究では、長く断片的情報を基に各時代のジプシーを叙述する傾向にあった。だが近年、ロマ人口の多い中東欧地域などでは、前近代についても史料調査が進み、実証研究が積み重ねられてきた。

(:現代においては「ロマ」と歴史的に「ジプシー」と呼ばれてきた人々は一般的に同一視され、後者の呼称は蔑称として使用が避けられる傾向にもある。しかし、本研究では、前近代において「ジプシー」という言葉が、現代的な意味での民族としての「ロマ」以外の人々をも含む概念として史料制作者らによって使用されていたという歴史的・社会的文脈を考慮して、両者を区別するとともに、限定的な歴史的概念として「ジプシー」やそれに類する呼称を用いている。本研究の対象は「ハンガリーにおいてジプシーと呼ばれた人々」(以下、「ツィガーニ」)である。)

中東欧地域に属するハンガリーでは、前近代についても、特に、18世紀を中心に史料刊行や研究の蓄積が存在する。この時期はハプスブルク家の下、ハンガリー王国において中央集権的改革が進んだ時期にあたり、「ツィガーニ」に対しても国家規模の包括的な統制政策が登場した。中央行政機関ハンガリー総督府(以下、総督府)は1760年代以降、周縁的社会集団であった「ツィガーニ」のうち、王国内を無許可で放浪する人々を処罰する一方、従来行商や鍛冶仕事を理由に地域権力から移動許可を得てきた人々を登録・定住させ、農民や職人に「同化」させる措置を進めた。一連の政策は1780年代のヨーゼフ2世治世にピークを迎えたが、その死(1790年)に際して撤回された。他方、県等の各地方当局では、1760年代以前から「ツィガーニ」に対する独自の関心や対応が存在したことも近年明らかになってきた(P. Nagy, *A magyarországi cigányok története a rendi társadalom korában*, Kaposvár, 1998)。ハンガリー史研究では、従来この時期の改革によって従来の特権を縮小された県等の地方当局やその担い手である貴族身分と王権との対立が従来強調されてきたが、両者が政策実行において協力者でもある点にも近年注目が集まっている。しかし、当該期「ツィガーニ」政策の研究では、地域単位の研究と、中央レベルの法制度の分析は、接続を書いたまま展開する傾向にあり、「ツィガーニ」をめぐる中央・地方間のやり取りに関してはほとんど注目されてこなかった。

報国者は、博士論文において、地域レベルの「ツィガーニ」の在り方が18世紀を通じてどのように変化したのかを探求する中で、ハンガリー国立文書館の『ハンガリー総督府文書群』に収められた『ツィガーニ局文書群』に上記問題を追及し得る史料が存在していることを認識し、本研究を着想した。

2. 研究の目的

以上を踏まえ本研究は、18世紀ハンガリー王国において中央と地方の両当局がいかなる相互作用の下で王国規模の「ツィガーニ政策」を遂行したか、を問うものであり、主に18世紀後半に総督府・地方当局間で「ツィガーニ政策」に関して交わされた文書の分析を通じて、両者による「協働」や「調整」のあり方を解明することを目的としていた。

3. 研究の方法

上述の目的達成のために、本研究は、主にハンガリー史研究および「ツィガーニ」研究関連文献のサーベイ、及び従来の研究ではほとんど利用されてこなかったハンガリー国立文書館『総督部文書群』セクションの「ツィガーニ政策」関連文書(『ツィガーニ局文書群』など)の調査(残存状況の把握、リスト化)並びに入手史料の読解、分析を中心に進められた。そのために、採択期間中、2020年と2022年の2度にわたりハンガリーに渡航し、数週間から1か月の滞在期間中に現地文書館・図書館等で調査を行った。

これらの文献・史料の検討を通じて、具体的には、研究史上未解明の以下の諸点に光を当てることが目指された。

- ・従来トップダウンで決定されたと考えられてきたマリア・テレジア期(1740~1780年)の「ツィガーニ」関連総督府令の作成に、地方側が何らかの影響を及ぼしたか。
- ・王国諸県から定期的に総督府に送付された、各県で生活する「ツィガーニ」のデータ(「ジプシー調査簿」)は、政策遂行過程においてどのような形で利用されたのか。
- ・各県への聞き取りに基づいて作成されたことが知られる当時最も詳細な「ツィガーニ」関連政策政令である1783年10月9日付の総督府令の準備段階において、各県は「ツィガーニ」に対していかなる認識を表明し、それを総督府側はどのように扱ったのか。

4. 研究成果

本研究は、地域的事例を主な対象としてきた従来の18世紀「ツィガーニ」史研究と異なり、

中央・地方間の相互関係に着目して当時の「ツィガーニ政策」の展開を検討するものであった。その成果として以下の点は指摘できる。

まず、史料調査の面では、『ハンガリー総督府文書群』、とりわけ『ツィガーニ局文書群』(MNL OL C56)、『混合文書群』(MNL OL C42)、『報告文書群』(MNL OL C43)を調査し、その中に、18世紀の前半から、1780年代までの「ツィガーニ」関連文書が分散的に保管されていることを確認した。後者2つの文書群は調査を進める中で関連文書を含むことを新たに確認したものである。

これらの調査に基づき、現存史料の分量や性質を把握するとともに、資料の目録を独自に作成し、地方レベルの行政当局(県)ごとの総督府とのやり取りの多寡などの残存史料の傾向を確認した。例えば、やり取りの頻度という点においては、ペシュト県やポジョニ県など、当時ハンガリー王国の中央行政機関が設置されていた県の当局とのやり取りが突出して多く、それに次いでその近隣地域にあたる大平原や上部ハンガリー(現在のスロヴァキア)の諸県及び行政区と総督府とのやり取りが多く残されていることが確認された。逆に1780年代に入って本格的にハンガリー総督府の管轄範囲に編入されたバナトやクロアチア、スラヴォニアなどの南部諸県と総督府とのやり取りの頻度は低い傾向にあることも確認できた。ただし、このようなやり取りの頻度だけで、当該県における「ツィガーニ」の存在感の有無や県当局の「ツィガーニ」をめぐる政策実施への積極性の有無を一概に図ることは難しい。総督府とのやり取りの回数が多い県であっても、その都度の書簡の内容として定型的で短いものがほとんどを占める場合もあれば、例えば、バナトのクラッシュー県などのように、全体の残存数は多くない県の中にも、情報量を多く含んだ数10ページにわたる報告書を送る事例は見られた。そのため、当然のことながら、当時の「ツィガーニ政策」に関わる中央・地方関係を解明するためには、諸県が総督府に提出した文書を個別に読み込み、両権力が「ツィガーニ」をめぐるいかなるやり取りを展開していたのかを具体的に整理し、諸地域と総督府の間で展開した「ツィガーニ」をめぐるの政策遂行の実態を明らかにすることが必要であることを改めて実感することができた。

一方で史料の残存量が膨大合ったことから、限られた現地滞在期間及び予算の関係上、そのすべてを網羅的に入手することは叶わなかったため、史料群全体の入手については今後の課題とし、入手できた史料の一部の分析を通じて、研究を遂行した。とりわけ、報告者がこれまでの研究でもフィールドとしていることから土地勘が存在する県北中部最東端に位置するボルショド県を中心にハンガリー北東地域の所見に関する史料をさしあたりの分析対象とした。

その結果、本研究に直接的、または間接的に関わる業績として論文、研究報告、共著への寄稿をそれぞれ複数点発表した。

以下主要な業績に絞って、その成果を概観すると、『東欧史研究』第42号(2020年)に発表した論文「18世紀ハンガリー王国における「ツィガーニ問題」と中央・地方統治権力」ボルショド県関連文書の分析から」は、総督府令およびボルショド県の条例、及び統治権力間の書簡における「ツィガーニ」に対する認識や対応を検討し、「ツィガーニ」に対する問題意識や統制方法の中央と地方の間でのズレが18世紀初頭から1780年代まで、一定程度変化しつつも維持されていたことを確認するとともに、その一方で、王国北東部の諸県が1750年代以降行っていた「ツィガーニ」取り締まりに関する方針の共有や見解のすり合わせの内実を明らかにし、また、また、ボルショド県から総督府に送られた「ツィガーニ」の規制を求める書簡から、1760年代の総督府令が県側の要請をも受けて作成された可能性も指摘した。加えて、少なくともボルショド県と総督府の間では遅くとも1770年代後半から80年代にかけて、県の報告書提出とその情報を受けた総督府からの対応指示を通じて、両者のズレを調整しつつ政策を遂行するサイクルが成立していたことを明示した。また、ボルショド県の都市ミシュを対象として、都市内の「ツィガーニ」の居住地の変化を検討した研究報告「18世紀の市場町と「ツィガーニ」市場町ミシュコルツにおけるその居住状況」(2019年)及び論文「18世紀ハンガリーにおける「ツィガーニ」の「隔離」市場町ミシュコルツの居住空間を例として」(2020年)においては、王国規模の政策が、都市というローカルなレベルでの「ツィガーニ」の居住の在り方にも影響を与えた可能性を指摘した。また、論文「18世紀前半のハンガリー王国における「ツィガーニ」鍛冶師と地域社会：ミシュコルツにおける活動制限条例(1740年)の歴史的背景」は、全国規模の「ツィガーニ」関連政策が本格化する以前の18世紀において、ローカルなレベルで実施されていた「ツィガーニ」への規制の内容とその背景を、地域社会の状況のみならず、より広範な17世紀末から18世紀前半にかけてのハンガリー王国の状況の推移も視野に入れつつ考察したものである。また、研究報告「18世紀後半のハンガリー王国における「ツィガーニ」をめぐる中央・地方間コミュニケーション」1783年総督府令作成過程における王国北東部諸県からの「意見書」を中心に」(2023年)は、現ウクライナ、ザカルパチア地方にあたるハンガリー王国北東部諸県(マラーマロシュ県、ウゴチャ県、ウング県)が1782-83年に中央政府ハンガリー総督府に送付した「意見書」の内容を検討し、各県が有する「ツィガーニ」に対する「問題意識」やそれぞれが想定するその「解決方法」の多様性を確認するとともに、全県から集められた「意見書」を参考にして作成された1783年10月9日付の「ツィガーニ」関連総督府令の条文のうち、「ツィガーニ」の結婚に関するものの一部に、上記ウング県の意見書の内容が反映されている可能性を指摘した。今後、王国北東部のその他の県などより多くの県の意見書の内容やそこに現れる「ツィガーニ」観や「問題意識」も併せて検討したうえで、論文にまとめて発表する予定である。

本研究では、Covid-19 の世界的流行によって、本研究の根幹となる文書館での史料調査及び史料入手を年度単位で中断せざるを得なかったため、当初の予定より長期間の研究遂行期間を要することとなった。さらに言えば、調査を進める過程で、当初予想していた以上に、史料の残存状況が膨大であることが確認され、本研究の射程と関わる史料の全体的収集や、入手できた史料全体の質的分析を完了することは現時点までにはかなわなかった。それでも、入手できた資料の内容の検討を通じて、政策決定者である総督府や、地域的に限定されるとはいえ政策実施者である複数の県の「ツィガーニ」をめぐる認識の地域的多様性や両者の調整の局面を提示し、中央主導の「ツィガーニ」政策作成・遂行における中央・地方間関係の一端を解明できた点に学術的意義があると考えられる。本研究の問題関心に基づく研究は、未検討の史料の収集・分析などを通じて今後も継続予定である。それに加えて、本研究の射程の問題点を指摘するとすれば、本研究がハンガリー王国内での中央・地方関係に射程を限定した結果、当時のハンガリー王国が、ウィーンを中心とするハプスブルク君主国という枠組みの一部であったことに十分なフォーカスを当てることができていなかった点にある。そのため、ウィーン宮廷や他のハプスブルク領邦というファクターも組み込んだうえで、当時のハンガリーの「ツィガーニ政策」を捉え直すことも、今後の研究課題と言える。

また、近・現代に構築された諸認識を前提としてそれ以前の歴史について語られがちな周縁的集団(ここでは「ツィガーニ」、あるいはより広くロマ/「ジプシー」)の歴史に対し、前近代に作成された史料を土台としてその時代の当該集団に関わる歴史的事実を探求するというアプローチを行っている点で、本研究の成果は「歴史の中のマイノリティ」を研究するための方法的議論にも接続可能だと考えている。報告者は、本研究遂行過程でも、副次的な業績として、18世紀とは異なる時代をも対象にしつつ、現代的な常識、思い込みやステレオタイプと、歴史的事実やそれへの解釈とを可能な限り切り分けつつ、それぞれの対象時期の状況に即してロマ、あるいは「ジプシー」を論じる試みや、そのために参考となりうる議論の紹介を行ってきた(*)。また、その中で「ロマ/「ジプシー」」の歴史の「論じ方/論じられ方」そのものについて、それぞれの語りが登場した時代的文脈にも配慮しながら、ハンガリーなどの特定の地域を対象に、より正面から検討してみる必要を感じることもあった。このような問題系には、今後、また別のプロジェクトを立ち上げ、本格的に取り組むこととしたい。

(* そこには以下の業績が含まれる。ロシアによるウクライナ侵攻に直面したウクライナのロマの人々(旧ハンガリー王国地域ザカルパチア住民を含む)の状況を論じた小論文『ウクライナ避難民』としてのロマ(共著『人文学を解き放つ』(2023)所収)、オーストリア系ハプスブルク君主国の歴史の中の「ロマ/「ジプシー」」を解説した『ハプスブルク事典』(2023)所収の記事、本研究の主要対象時期である18世紀と同じく、「同化的ツィガーニ政策」が展開されたことで知られる20世紀後半の社会主義時代のハンガリーを対象とした研究報告「社会主義期ハンガリーにおける「ジプシー政策」 1950年代の位置づけ」(2023年)、そして、伝統的な歴史学の批判的方法論を通じた過去への認識の外で展開されてきた、過去に関わる「通俗的な」知や歴史観(その中には、従来歴史学の対象とされてこなかった「マイノリティの歴史(観)」も含まれる)を「遺産」と位置づけ、その「遺産」の領域と歴史学とのかかわりについての研究を展開してきたハンガリーの歴史学者ションコイ・ガーボル氏の主要議論の解題及び同氏の論文の翻訳(『ヨーロッパ文化遺産研究の最前線』(2023年)所収)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 市原 晋平	4. 巻 17
2. 論文標題 18世紀前半のハンガリー王国における「ツィガーニ」鍛冶師と地域社会：ミシュコルツにおける活動制限条例(1740年)の歴史的背景	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 海港都市研究	6. 最初と最後の頁 31-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24546/81013124	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 市原晋平	4. 巻 35
2. 論文標題 18世紀ハンガリーにおける「ツィガーニ」の「隔離」 市場町ミシュコルツの居住空間を例として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 神戸大学史学年報	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 市原 晋平	4. 巻 42
2. 論文標題 18世紀ハンガリー王国における「ツィガーニ問題」と中央・地方統治権力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東欧史研究	6. 最初と最後の頁 3～22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20680/aees.42.0_3	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 市原 晋平	4. 巻 2
2. 論文標題 冷戦初期日本・ハンガリー関係史の一側面：日本からハンガリーへの訪問者に注目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ハンガリー研究	6. 最初と最後の頁 1～26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/90929	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 市原晋平	4. 巻 297
2. 論文標題 《海外通信》ハンガリーから見たプレグジット	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新しい歴史学のために	6. 最初と最後の頁 105-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 市原晋平
2. 発表標題 18世紀後半のハンガリー王国における「ツィガーニ」をめぐる中央・地方間コミュニケーション 1783年総督府令作成過程における王国北東部諸県からの「意見書」を中心に
3. 学会等名 2022年度ハンガリー学会大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 市原晋平
2. 発表標題 社会主義期ハンガリーにおける「ジプシー政策」 1950年代の位置づけ (松井報告へのコメント)
3. 学会等名 神戸大学国際文化学研究推進インスティテュート主催セミナー「映像と舞台の内と外 言葉、物音、表象」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 市原晋平
2. 発表標題 18世紀の市場町と「ツィガーニ」 市場町ミシュコルツにおけるその居住状況
3. 学会等名 ハンガリー学会第8回研究大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 神戸大学人文学研究科 編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 神戸大学出版会	5. 総ページ数 248
3. 書名 人文学を解き放つ	

1. 著者名 シヨンコイ・ガーボル、奥村 弘、根本峻瑠、市原晋平、加藤明恵 著・訳	4. 発行年 2023年
2. 出版社 神戸大学出版会	5. 総ページ数 168
3. 書名 ヨーロッパ文化遺産研究の最前線	

1. 著者名 川成 洋(編者代表)、菊池 良生(編者)、佐竹 謙一(編者)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 826
3. 書名 ハプスブルク事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------